令和4年11月相模原市教育委員会臨時会

日 時 令和4年11月18日(金)午後3時00分から午後3時10分まで

場 所 相模原市役所 第1特別会議室

日 程

- 1.開 会
- 2.会議録署名者の決定
- 3.議事

日程第 1 (議案第55号) 相模原市立中学校完全給食実施方針の改定に向けた中間 とりまとめの策定について(教育局)

日程第 2 (議案第56号) 相模原市教育委員会の非常勤特別職職員の報酬に関する 規則の一部を改正する規則について(教育局)

出席者(5名)

教育長職務代理者 小 泉 和 義

委 員 平岩夏木

委員岩田美香

委 員 宇田川 久美子

委 員 白石卓之

欠席した委員(1名)

教育 長渡邉志寿代

説明のために出席した者

教育局長高橋良明 学校給食・規模適正化 片岡 聡一担 当 部 長

学校教育部長 細川 恵 生涯学習部長 増田 美樹夫

 教 育 局 参 事
 兼 杉 千 秋
 教育総務室総括副主幹
 境
 賢

 兼 教 育 総 務 室 長
 (人 事 給 与 班)

教育総務室主査 須澤 可奈子 教育局参事 鈴木 一 広

(人事給与班) 兼学校給食課長

学校給食課総括副主幹 林 壮 太 (企画推進班)

事務局職員出席者 教育総務室主任 栗原明 伸

開 会

小泉教育長職務代理者 ただいまから、相模原市教育委員会11月臨時会を開催いたします。

本日の出席は5名で定足数に達しております。

なお、本日渡邉教育長より欠席の届け出がありましたので、ご報告いたします。

本日の会議録署名につきましては、宇田川委員と白石委員を指名いたします。

相模原市立中学校完全給食実施方針の改定に向けた中間とりまとめの策定について 小泉教育長職務代理者 それでは、これより日程に入ります。

はじめに、日程1、議案第55号、「相模原市立中学校完全給食実施方針の改定に向けた中間とりまとめの策定について」を議題といたします。

事務局より説明をいたします。

片岡学校給食・規模適正化担当部長 それでは、議案第55号につきまして、ご説明申し上げます。

提案の理由でございます。相模原市学校給食あり方検討委員会からの中間答申を受けまして、相模原市中学校完全給食実施方針の改定に向けた中間とりまとめを策定いたしたく、相模原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第1号の規定によりご提案申し上げるものでございます。

恐れ入ります、1枚おめくりいただきまして、別紙をご覧ください。

これにつきましては、教育委員会 1 1月定例会において報告させていただきました、相模原市学校給食あり方検討委員会からの中間答申の内容を基本としておりますことから、 具体的な内容の説明は省略します。

それでは別紙の部分について概要を口頭でご説明申し上げます。

相模原市立中学校完全給食実施方針は平成20年に当初策定しまして、平成27年に現行のものに改訂してございますが、その中で将来的としていた中学校の全員喫食について、 先ほど申し上げました中間答申を受け、早期実現ということで実施方針の改定に向けた中間とりまとめを策定し、具体的な取組を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

今後は相模原市学校給食あり方検討委員会から、最終答申を踏まえて最終的には食育だ

とか、あるいは給食運営方法といったものを定めたうえで、第二次相模原市立中学校完全 給食実施方針を改めて定めていきたいということでございます。詳細につきましては冊子 にございます。

以上で、議案第55号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

小泉教育長職務代理者 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

小泉教育長職務代理者 特に質疑、意見ございませんので、これより採決を行います。

議案第55号、「相模原市立中学校完全給食実施方針の改定に向けた中間とりまとめの 策定について」を原案どおり決するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

小泉教育長職務代理者 ご異議ございませんので、議案第55号は可決されました。

相模原市教育委員会の非常勤特別職職員の報酬に関する規則の一部を改正する規則について 小泉教育長職務代理者 次に、日程2、議案第56号「相模原市教育委員会の非常勤特別 職職員の報酬に関する規則の一部を改正する規則について」を事務局より説明いたします。 兼杉教育総務室長 議案第56号について、ご説明申し上げます。

本議案は、参与の職を追加するための規定の追加をいたしたく、相模原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第7号の規定により提案するものでございます。

改正の内容につきましては、資料の2枚目、議案第56号別紙をご覧ください。

教育に関する知識経験又は識見に基づく助言を教育委員会事務局に行うことを目的に、 地方公務員法第3条第3項第3号に掲げる「臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託 員及びこれらの者に準ずる者の職」として新たに特別職の参与を設置するものでございま す。

職務の内容は、専門的な知識経験又は識見が必要とされる教育行政課題等について、教育委員会事務局に対して必要な意見を述べ、又は助言を行うものでございます。

施行期日でございますが、令和4年12月1日とするものでございます。

以上で、議案第56号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいます

よう、お願い申し上げます。

小泉教育長職務代理者 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

白石委員 日額が25,000円を超えない範囲ということ、また任期が1年以内ということですけれども、週にどれくらい、何日くらいの勤務を想定しているのか教えてください。

兼杉教育総務室長 今回設置を予定している参与につきましては、教育行政の課題等に対応してご意見等をいただく職として考えているものでございまして、人選等も含めましてその行政課題との内容によりまして勤務日数等も変わってくるものと考えております。参考に、市長事務部局に現在参与という職がございますが、そちらは月1回から2回程度となっております。そのため、対応する行政課題の内容で月1回から2回、ないし10日程度を現在は想定しているところでございます。

以上でございます。

平岩委員 スケジュールを見ますと、11月18日規則改正で12月1日から施行ということで、日程が非常にタイトなのですけれども、この専門的な知識経験云々必要とされる教育行政課題等についてということで、これは具体的にもう差し迫った課題があるというふうに考えてよろしいのでしょうか。

兼杉教育総務室長 先ほどの議案にもございましたが、中学校給食の全員喫食につきましては早期実現に向けこれから本格化するというところがございますので、こちらにつきましてより推進力を高めるということで、現在はこちらの課題、施策につきましての参与ということで考えているところでございます。

以上でございます。

小泉教育長職務代理者

今の関連なのですけれども、例えば将来的なところで、給食のほかに参与の配置を予定 している具体的な教育行政課題はあるのでしょうか。

兼杉教育総務室長 現在では想定はしておりません。

以上でございます。

小泉教育長職務代理者 ほかにいかがでしょう。

(「なし」の声あり)

小泉教育長職務代理者 ありませんので、これより採決を行います。

議案第56号、「相模原市教育委員会の非常勤特別職職員の報酬に関する規則の一部を 改正する規則について」を原案どおり決するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

小泉教育長職務代理者 ご異議ございませんので、議案第56号は可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、臨時会を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉 会

午後3時10分 閉会